

# 第一 道路関係

## 一 道路管理者等

道路にはどのような種類があり、誰が管理を行うのか

### 質問

道路法にいう道路にはどのような種類があるのですか。また、道路の新設、改築、維持、修繕などの管理は誰が行うのでしょうか。

### 回答

道路の種類は、①高速自動車国道 ②一般国道 ③都道府県道 ④市町村道の四種類に分けられています。

また、道路の管理は、国道の新設又は改築については国土交通大臣が行いますが、工事の規模が

小であるものその他特別の事情により都道府県がその工事を施行することが適當である場合には、その工事に係る路線部分の存する都道府県が行います。国道の維持、修理などについては指定区間内は国土交通大臣が行い、その他の部分は都道府県がその路線の都道府県の区域内に存する部分について行います。

なお、都道府県道はその路線の存する都道府県が、市町村道はその路線の存する市町村がそれぞれ管理します。

## 解説

### 一 道路法の趣旨

この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的としています（道路一条）。

### 二 道路の定義

この法律でいう「道路」とは、一般交通の用に供する道をいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物でその道路に附属して設けられているものも含まれます。また、ここでいう「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物をいい、

道路の定義

道路の附属物

例えば、道路上のさく、こまどめ駒止、並木、道路標識、道路情報管理施設、自動車駐車場、道路の防雪又は防砂のための施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設などをいいます(道路二条一項・二項、道路令三四条の三)。

### 道路上の私権の制限

また、道路の目的を達成させるために、道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができないとされています。ただし、所有権を移転したり、抵当権を設定又は移転することは差し支えありません(道路四条)。

### 三 道路の種類

#### 道路の種類

道路は、次の四種類に区分されています(道路三条)。

- ① 高速自動車国道
- ② 一般国道
- ③ 都道府県道
- ④ 市町村道

この法律の制定時においては、道路の種類は、一級国道、二級国道、都道府県道、市町村道の四種類でしたが、その後昭和三二年に高速自動車国道が追加され、さらに昭和三九年に一級国道と二級国道が統合され、一般国道に改められました。

なお、高速自動車国道については、道路法に定めるもののほか、高速自動車国道法、国土開発幹線自動車道建設法でも定められています(道路三条の二)。

#### 四 国道の管理

##### (一) 国道の新設又は改築

国道の新設又は改築

国道の新設又は改築は、原則として、国土交通大臣が行います。ただし、工事の規模が小であるものその他次のような特別の事情により、都道府県がその工事を施行することが適当であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行います(道路一、二条、道路令一条一項)。

① 都道府県知事又は都道府県の施行する河川工事その他の建設工事の施行と密接な関連を有すること。

② 道路の区域を変更し、その変更に係る部分を一般国道(以下「国道」といいます。)以外の道路とする計画のある箇所であること。

③ 道路法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律一六三号)による改正前の法(以下「改正前の法」といいます。)一三条一項の規定により都道府県知事が施行した工事と一体として施行する必要があること。

④ 改正前の法一三条一項の規定により都道府県知事が工事を施行するため調査、測量、設計その他の工事の準備を行ったこと。

⑤ 道路法五条一項の規定による指定があつた日(以下「指定日」といいます。)前に同法一五条の規定により都道府県が工事を施行するため調査、測量、設計その他の工事の準備を行ったこと。

⑥ 指定日前に道路法一五条の規定により都道府県が施行した工事と一体として施行する必要があること。

なお、指定区間(後記□参照)外の国道の道路管理者は、その国道を新設又は改築しようとする場合は、道路の附属物の新設又は改築のみに関する工事を除き、国土交通大臣の許可を受けなければならないとされています(道路七四条、道路規八条)。

(二) 国道の維持、修繕その他の管理

国道の維持、修繕その他の管理

国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二六年法律九七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業その他の管理は、一般国道の指定区間を指定する政令(昭和三三年政令一六四号)で指定する区間(以下「指定区間」といいます。)内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の都道府県の区域内に存する部分について行います(道路二三条一項)。

前述のとおり指定区間内は国土交通大臣が管理しますが、国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理(例えば、道路の占用の許可を与えること、工事の調整のための条件を付すこと、占用料を徴収すること等)については、指定区間内であっても、国土交通大臣はその部分の存する都道府県又は指定市(後記六参照)が行うこととすることができますとされています(道路一三二条一項、道路令一条の二)。なお、この場合においては、あらかじめ管理の区間、管理の内容、管理の始期及び管理者を告示しなければなりません。変更をする場合においても同じです(道路令一条の四)。

また、指定区間外の国道の災害復旧に関する工事で、高度の技術を要する場合において高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合には、都道府県に代わって国土交通大臣が自ら工事を行うことができます。この場合は、あらかじめ

その旨を都道府県に通知しなければなりません（道路二三条三項）。さらに、指定区間外の国道の修繕については、必要があると認める場合には、国土交通大臣が自ら工事を行うことができるとされています（道路の修繕に関する法律二条一項）。

(三) 高速自動車国道の管理

国道の管理については、道路法で定められているところですが、高速自動車国道については、高速自動車国道法においても新設、改築、維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二六年法律九七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業その他の管理は、国土交通大臣が行うものとする規定されています（高速六条）。

五 都道府県道及び市町村道の管理

(一) 都道府県道の管理

都道府県道の管理

都道府県道は、その路線の存する都道府県が管理するものとされています（道路一五条）。

(二) 市町村道の管理

市町村道の管理

市町村道は、その路線の存する市町村が管理するものとされています。市町村長がその市町村の区域を超えて路線を認定した場合には、その路線を認定した市町村長の統轄する市町村が道路の管理を行います。ただし、その路線が他の市町村道の路線と重複する場合には、その重複する部分の道路の管理方法は、関係市町村長がそれぞれ議会の議決を経て協議しなければならぬとされています（道路一六条一項・二項）。

なお、協議が成立しない場合においては、関係市町村長は、都道府県知事に裁定を申請することができます。都道府県知事は申請に基いて裁定をしようとする場合においては、関係市町村長の意見を聞かなければなりません。この場合、意見を提出しようとする関係市町村長は、議会の議決を経な

ければなりません（道路一六条三項）。

## 六 道路管理の特例

### (一) 指定市の区域内の管理

指定市の区域内の管理

指定市の区域内に存する国道の管理で都道府県が行うこととされているもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理については、その指定市が行います（道路一七条一項）。

なお、ここについて「指定市」とは、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市、相模原市、熊本市の二〇都市（平成二五年九月一日現在）をいいます（地方自治法第二五二条の一九第一項の指定都市の指定に関する政令）。

### (二) 指定市以外の区域内の管理

指定市以外の区域内の管理

指定市以外の市は、都道府県の同意を得て、その都道府県が行うこととされているもの並びにその市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができます（道路一七条二項）。

町村は、都道府県に協議し、その同意を得て、その町村の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができます（道路一七条三項）。

また、指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩道の新設、

改築、維持又は修繕など都道府県が行うこととされているもの（指定市、指定市以外の市又は町村が行うこととされているものを除きます。）を都道府県に代わって行うことが適当であると認められる場合においては、都道府県と協議して、行うことができます（道路一七条四項）。

ただし、国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕を行おうとするとき、及びその国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の全部又は一部を完了したときは、その旨を公示しなければなりません（道路一七条五項）。

国土交通大臣は、都道府県又は市町村（以下「都道府県等」といいます。）から要請があり、かつ、その都道府県等における道路の改築又は修繕に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、その都道府県等に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合においては、その都道府県等が管理する都道府県道又は市町村道（地域における安全かつ円滑な交通の確保のために適切な管理の必要性が特に高いと認められるものに限ります。）を構成する施設又は工作物のうち政令で定めるものの改築又は修繕に関する工事（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限ります。）を、五及び本項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で行うことができます（道路一七条六項）。

(三) 維持修繕協定の締結

道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため災害の発生時において道路管理者以外の者が道路の特定の維持又は修繕に関する工事を行うことができることをあらかじめ定めておく必要があると認めるときは、その管理する道路について、道路の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者（②において「維持修繕実施者」といいます。）との間



において、次に掲げる事項を定めた協定（以下「維持修繕協定」といいます。）を締結することができます（道路二条の二）。

- ① 維持修繕協定の目的となる道路の区域（以下「協定道路区域」といいます。）
- ② 維持修繕実施者が道路の損傷の程度その他の道路の状況に応じて協定道路区域において行う道路の維持又は修繕に関する工事の内容
- ③ ②の道路の維持又は修繕に関する工事に要する費用の負担の方法
- ④ 維持修繕協定の有効期間
- ⑤ 維持修繕協定に違反した場合の措置
- ⑥ その他必要な事項

#### （四） 北海道の区域内の管理

北海道の区域内の管理  
国土交通大臣は、国が北海道の区域内の道路について、新設又は改築に要する費用にあつてはその四分の三以上で、維持、修繕その他の管理に要する費用にあつてはその二分の一以上で、それぞれ一〇分の八あるいは一〇分の七以上の負担を行う場合において、国の利害に特に関係があるときは、道路管理者の権限の全部又は一部を行うことができるとされています（道路八八条二項、道路令三二条・三三条）。

#### （五） 各高速道路株式会社の行う管理

各高速道路株式会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と協定を締結したときは、成立した協議による管理の方法の定めにかかわらず、その協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができますとされています。

各高速道路株式会社の  
行う管理

**参考判例**

○道路法にいう道路として成立するには、路線の指定・認定、道路区域の決定がなされただけでは足りず、道路区域として指定された部分が一般交通の用に供する道としての構造形態を備え、かつ、道路管理者が実際に右土地を道路として取り扱い、その供用開始の公示をすることを要するものと解すべきである。

(山口地判昭三四・六・二丑行裁集一〇・六・一一八七)

○道路法上の「道路」とは、行政主体によつて公の目的のため設置管理される物的施設であつて、道路管理者がかかる行政目的に照らして決定する道路の区域(同法一八条一項)がすなわち同法の適用を受け、道路の範囲となるものと解するほかはないのである。

(東京地判昭五六・四・九判月一三・四一五・三九七、判時一〇

〇四・一四三、判夕四四一・一五四)

### 三 道路の占用

道路を占用する場合にはどのような手続が必要か

#### 質問

道路を占用する場合には、あらかじめ道路管理者の許可を受けておかなければならないそうですが、どのような手続が必要でしょうか。

#### 回答

道路に電柱、広告塔、下水道管、鉄道などの工作物、物件又は施設を設け、継続してこれを占用しようとする場合には、道路の占用目的、占用期間及び場所などを記載した申請書を道路管理者に提出して、許可を受けなければなりません。

なお、許可の申請先は道路管理者ですが、許可の行為が道路交通法による道路使用の許可の適用を受ける場合は、その地域を管轄する警察署長を経由することになっておりますので、警察署に提出すればよいこととなります。

道路の占用許可

解説

一 道路の占用許可

道路に次に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合（これを「道路の占用」といいます。）には、道路管理者の許可を受けなければなりません（道路三二条一項、道路令七条）。

- ① 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔等の工作物
- ② 水管、下水道管、ガスパ等の物件
- ③ 鉄道、軌道等の施設
- ④ 歩廊、雪よけ等の施設
- ⑤ 地下街、地下室、通路、浄化槽等の施設
- ⑥ 露店、商品置場等の施設
- ⑦ ①～⑥に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で次に定めるもの

- ア 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
- イ 太陽光発電設備及び風力発電設備
- ウ 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
- エ 工事用板囲、足場、詰所等の工事用施設
- オ 土石、竹木、瓦等の工事用材料
- カ 防火地域内に存する建築物を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存する場合にお

いて、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地（その近接地を含みます。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含みます。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限りません。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設

⑦ 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」といいます。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（②に掲げる施設を除きます。）でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

⑧ トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設

⑨ 次に掲げる道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場

⑩ 高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限りません。）及び高度利用地区並びに都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路

⑪ 都市再生特別措置法三六条の三第一項に規定する特定都市道路（⑩に掲げる道路を除きます。）

④ 建築基準法八五条一項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除きます。）の区域内の土地に設ける同項一号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの

⑤ 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除きます。）、原動機付自転車（側車付きのものを除きます。）又は小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除きます。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（②に掲げる施設に設けるものを除きます。）

⑥ 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

## 二 許可の申請手続

占用許可を受けようとする者は、後掲「道路占用許可申請書」に①道路占用の目的 ②道路占用の期間 ③道路占用の場所 ④工作物、物件又は施設の構造 ⑤工事実施の方法 ⑥工事の時期 ⑦道路の復旧方法を記載して、これを道路管理者に提出しなければなりません（道路三三二条二項、道路規四条の三第一項・様式第五）。ただし、占用の期間が満了に伴う更新の場合には、道路管理者が別に定める様式により、これを行うこともあります（道路規四条の三第二項）。

## 三 許可事項の変更

道路の占用許可を受けた者は、許可申請書に記載した事項について変更しようとする場合には、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければなりません。ただし、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼさずおそれのない軽易なもので、①占用物件の構造の変更であつて重量の著しい増加を

許可事項の変更

伴わないもの ②道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない物件の占用物件に対する添加であつて、その道路占有者が占用の目的に附随して行うものである場合は、許可を受ける必要はありません（道路三二条三項、道路令八条）。

また、道路の占用許可を受ける場合に、道路を不経済に損傷し、又は道路の交通に著しい支障を及ぼさないとの観点により道路管理者から必要な条件を附されることがあります（道路三四条）。

#### 四 道路交通法による道路の使用許可

道路交通法による道路の使用許可

道路において次に掲げるいづれかの行為に該当する者は、それぞれの行為をしようとする場所を管轄する警察署長の許可を受けなければなりません（道交七七条一項）。

- ① 工事若しくは作業をしようとする者又はその工事若しくは作業の請負人
- ② 石碑、銅像、広告板、アーチ等の工作物を設けようとする者
- ③ 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店等の店を出そうとする者
- ④ その他祭礼行事又はロケーション等をしようとする者

このように道路交通法の規定に基づく警察署長の許可をも必要とする場合には、まずその道路の場所を管轄する警察署長に許可申請書を提出し、警察署長から道路管理者に許可申請書を送付してもらふこととなります（道路三二条四項）。

#### 五 罰則

道路の占用許可を受けなかつたり、占用許可事項の変更につき許可を受けずに道路又は道路予定地を占用した者には、罰則の規定が適用されます（道路一〇〇条一号・一〇一条一号・一〇五条）。

参考書式

○道路占用許可申請書

様式第五（第四条の三関係）

（用紙 A4）

道路占用許可申請書

|    |    |    |       |
|----|----|----|-------|
| 新規 | 更新 | 変更 | (番 号) |
|    |    |    | 年 月 日 |

（道路管理者）殿

平成 ○年 9月 1日

〒 111-0000  
 住所 東京都台東区○○1丁目234番地  
 氏名 甲野建設株式会社 代表取締役 甲野太郎印  
 担当者 乙野次郎  
 TEL 03-3210-1234

道路法第32条の規定により協  
 第35条の許可を申請します。

|         |              |           |                            |
|---------|--------------|-----------|----------------------------|
| 占用の目的   | 電力供給のため      |           |                            |
| 占用の場所   | 路線名          | 一般国道51号線  | 車道・ <del>歩道</del> ・その他     |
|         | 場所           | 佐原市与倉1-26 |                            |
| 占用物件    | 名 称          | 規 模       | 数 量                        |
|         | 引込線          |           | 1条×8m                      |
| 占用の期間   | 平成○年○月○日から○間 | 占用物件の構造   | 別紙のとおり                     |
|         | 平成○年○月○日まで   |           |                            |
| 工事の期間   | 平成○年○月○日から○間 | 工実施の方法    |                            |
|         | 平成○年○月○日まで   |           |                            |
| 道路の復旧方法 |              | 添付書類      | ①道路占用の場所の図面<br>②占用物件の構造の図面 |
| 備 考     |              |           |                            |